

提案書作成要領

1 件名

令和6年度戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託

2 業務内容

戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

概算予定価格（上限）は、約16,000千円（税込）です。

※提案書の提出時には参考見積書を提出するものとします。算出根拠も記載してください。

※概算予定価格（上限）は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

受託候補者の特定後に、本市の決定した予定価格の範囲内で、業務委託契約を締結します。

3 受託候補者の特定について

本事業は、公募型プロポーザル方式により、事業提案を受け、戸塚区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会及び選定委員会が設置する評価委員会において受託候補者を特定します。

4 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たす者としてします。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
又は、プロポーザル参加意向申出書を提出した時点で入札参加資格審査申請中であり、受託候補者を特定する日までに登録が完了していること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者を特定する日までに、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿の種目が、333（福祉サービス）又は350（その他の委託等）であること。
- (4) 令和5・6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿の所在地区分が、「市内」又は「準市内」であること。
- (5) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- (7) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者。
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団等と関係を有しないこと。また、横浜市暴力団排除条例第2条第4項及び第5項の規定に該当しないこと。
- (9) 会社更生法・民事再生法の規定による更生・再生手続中ではないこと。
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。また、受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (12) 宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (13) 政治活動を主たる目的としていないこと。

5 参加に係る手続き

- (1) 参加意向申出書（様式1）及び誓約書（様式2）の提出

ア 提出期限

令和5年11月20日(月) 午後5時まで（必着）

イ 提出先

横浜市戸塚区役所生活支援課事務係
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町 16-17
電話：045-866-8422
E-mail：to-seikatsushien@city.yokohama.jp

ウ 提出方法

持参、郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は電子メール
※郵送、電子メールの場合は、期限までに到着するように発送し、到達確認を電話で行ってください。
※本プロポーザルの参加資格の確認のため、書類の追加提出を求める場合があります。

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書（様式1）を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を提案資格確認結果通知書（様式3）により通知します。また、提案資格があることを確認できた場合は、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式4）を送付します。

ア 通知日：令和5年11月27日（月）

イ 通知方法：電子メール

ウ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面により提案資格が認められなかった理由の説明を求めることができます。

なお、書面は区役所が通知を発送した翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

区役所は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書（様式5）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。
質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。
なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限：令和5年12月4日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出先：5(1)イと同じ

(3) 提出方法：持参、郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は電子メール
※郵送、電子メールの場合は、期限までに到着するように発送し、到達確認を電話で行ってください。

(4) 回答日：令和5年12月11日（月）予定

(5) 回答方法：電子メール

7 提案書の内容

(1) 提案書は、所定の書式（様式6～12）に基づき作成するものとします。

また、用紙は原則A4版縦とします。

なお、「戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係る提案書評価基準」（以下「提案書評価基準」という。）における企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組等）に該当がある場合は、別紙1のとおり資料を提出してください。

(2) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 提案書（様式6）

イ 法人・団体等の概要・事業実績（様式7）

法人・団体等の概要（設立年月日、経営理念ほか）、児童福祉や青少年自立支援・健全育成等の活動実績等について記載してください。

※法人・団体等の定款、直近3か年の財務諸表の提出をお願いします。

なお、法人を設立して3年に満たない場合はこの限りではありません。

ウ 業務実施方針（様式8）

生活困窮状態等にある家庭に育つ子どもの生活環境・学習環境の現状や課題等について考え方を記載してください。また、「横浜市寄り添い型学習支援事業実施要綱」や「戸塚区寄り添い型学習支援事業実施要綱」等を踏まえ、本事業実施に向けた実施方針や業務運営の考え方を記載してください。

エ 業務実施内容と実施手法（様式9）

仕様書等を踏まえ、学習支援や相談支援等に係る業務実施内容や実施手法を記載してください。

オ 業務実施体制（様式10）

仕様書に記載の人員配置・業務内容を踏まえ、人員配置（役割・業務知識・経歴等）や人材確保、研修・育成等について記載してください。

カ 業務実施上の管理運営体制（様式11）

区役所・学校等の関係機関や地域活動団体等との連携に対する考え、個人情報保護等の情報管理、事故防止や事故及び災害発生時等のリスクマネジメント等について、記載してください。

キ 収支予算書（様式12）

事業の収支予算書を作成してください。

(3) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方や特記事項を簡潔に記述してください。

イ 文章を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

ウ 文字は注記等を除き、10.5ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式で2頁までに収まる範囲で記述してください

エ 評価の際にはモノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

オ 様式7～12には、提案者の法人・団体名を記載しないでください。

8 評価基準

提案書評価基準のとおり

9 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数：10部（正1部、副9部）

イ 提出先：5(1)イと同じ

ウ 提出期限：令和5年12月15日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出方法：持参、郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は電子メール

※郵送、電子メールの場合は、期限までに到着するように発送し、到達確認を電話で行ってください。

オ その他：提案書を1部ずつフラットファイル（同色）に綴じ、表紙及び背表紙に「戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託 提案書」と記載してください。

なお、フラットファイルには提案者の法人・団体名を記載しないでください。

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書の提出は、1提案者につき1案のみとします。
- オ 提案内容の変更は認められません。

10 ヒアリングの実施

(1) 実施日：令和6年1月9日（火）

※時間等の詳細については、別途電子メールで通知します。

(2) 実施場所：戸塚区役所6階中会議室

(3) 出席者：3名以下（統括責任者を含む）

(4) その他：プレゼンテーション用ソフト等の使用も可能です。当日は、使用する機材を用意してください。データは提案書とともに提出してください。ただし、提案書と同一の内容を投影するのみです。また、プレゼンテーション資料には、提案者の法人・団体名を記載しないでください。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	戸塚区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	戸塚区寄り添い型学習支援事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施・受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	戸塚区 区長 副区長 福祉保健センター長 福祉保健センター担当部長 戸塚土木事務所長 総務課長 福祉保健課長	戸塚区 副区長 福祉保健センター担当部長 区政推進課長 地域振興課長 福祉保健課長 こども家庭支援課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者に特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式13）により通知します。

(1) 通知日：令和6年2月上旬（予定）

(2) 通知方法：電子メール

(3) その他：特定されなかった者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められます。なお、書面は、区役所が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。区役所は上記の書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

13 受託候補者との契約手続き

令和6年2月下旬（予定）

14 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提案者に無断で使用しません。
- (2) 提出された提案書は、公正性、透明性を期すため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) 提案書の作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局区の業者選定委員会において選定を見合わせるがあります。

15 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (2) 特定された受託候補者とは、後日、本要請書及び提案書等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (3) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続き期間中に指名停止となった場合には、以後の本プロポーザルの参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合においては、次順位の者と手続を行います。
なお、受託候補者との契約締結に係る協議の過程において、受託業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合においても、次順位の者と手続を行います。

16 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) この契約は、令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。

○提案書評価基準における企業としての取組について

企業としての取組（ワークライフバランスに関する取組等）に該当がある場合には、次のとおり有効期間内の書類を2部提出してください。下記の取組項目に該当がある場合は、加点できます。なお、該当がない場合は、書類の提出は不要です。

取組項目	提出書類
① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 (従業員 101 人未満の場合のみ加算)	都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている。 (従業員 101 人未満の場合のみ加算)	都道府県労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し
③ 次世代育成支援対策推進法による認定を取得している。 (プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん)	「基準適合一般事業主認定通知書」の写し 又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得している。(プラチナえるぼし、えるぼし)	「認定通知書」の写し
⑤ よこはまグッドバランス企業認定を取得している。	「認定通知書」の写し 又は「認定証」の写し
⑥ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得している。	「認定通知書」の写し
⑦ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%を達成している。 (従業員 43.5 人以上)、又は障害者を 1 人以上雇用している (従業員 43.5 人未満)。	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）
⑧ 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証を取得している。	「認定通知書」の写し 又は「認定証」の写し

※③④⑤のうち複数に該当する場合には、いずれか一つの取組の書類を提出してください。